

山梨県建設工事等入札制度 合 理 化 対 策 要 綱

山 梨 県

山梨県建設工事等入札制度合理化対策要綱

第1 方 針

建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理業務並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。以下同じ。）の維持管理業務（以下「工事等」という。）の公共性及び特殊性を考えると、県が発注する工事等の執行に当たっては、公正自由な競争を図るとともに、業者の信用、技術及び施工能力等を十分勘案する必要がある。

このため入札に参加しようとする者については、一定の基準に基づきその資格を審査するとともに、建設工事については「建設業業種」（以下「業種」という。）の客観的事項審査を基礎とし実施するが、本県内に主たる営業所を有する建設業者の一部の業種については主観的要素を加え、等級を付し、入札制度の合理的な運営を図るものとする。

第2 入札参加者の資格

県が発注する工事等の入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）施行令第 167 条の 4 の規定（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む）によるほか、同施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定による、「建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等」（平成 20 年 3 月 24 日山梨県告示第 117 号）（以下「告示」という。）に基づき、当該入札に参加するため必要な資格の審査（以下「資格審査」という。）を受けることをその要件とする。

第3 資格審査の申込み

- 1 建設業の許可を受けている建設業者並びに「建設工事に係る測量、調査、設計及び監理業務」（以下「測量等」という。）の登録業者並びに「土木施設の維持管理業務」（以下「維持管理業務」という。）の業者で、資格審査を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、電子申請を行わなければならない。
- 2 この資格審査の有効期間は、審査基準日後の最初の 4 月 1 日から 2 年間とし、資格審査は平成 4 年度の審査より隔年ごとに実施するものとする。
ただし、資格審査の中間年においても新規及び業種の追加について審査を行うが、この有効期間は中間年の審査基準日後の最初の 4 月 1 日から 1 年間とする。
- 3 事業協同組合として資格審査を受けようとするものは、1 によるほか「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の設定について（通知）（昭和 58 年 3 月 4 日監第 3-7 号）」（以下「事業協同組合特例要領」という。）に定めるところにより、入札参加資格審査申請書を知事に提出することができる。

第4 資格審査

審査は、入札参加資格についての適格性及び工事等の施工能力について行い、適格者とした者を入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載する。このうち、建設業者については、工事施工能力の審査結果を付して登載する。

1 適格性の審査

適格性については、第 2 の入札参加の資格について審査する。

2 工事施工能力の審査

工事施工能力については、1によって適格者と認められた者について、次に掲げる客観的事項について、業種ごとに審査し、さらに、第5の等級を設ける業種については、主観的事項も審査し、それぞれの数値を求めるものとする。

(1) 客観的審査

客観的事項の審査は、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）により行うものとする。

(2) 主観的審査

主観的事項の審査は、次の各号により行うものとする。

a 工事種類別工事成績

県工事を所管する各部長は、審査基準日の前日までの2年間に完成した工事について、工事種類ごとに、工事成績評定の数値を算定するものとする。

b 国際標準化機構の定めるISO9000シリーズを取得している場合は加点する。

(3) 工事施工能力の判定

工事施工能力の判定は、客観的審査数値に主観的審査数値を加えて評定するものとする。

(4) 名簿登載後の変更

名簿登載後、第4の1の適格性を欠いた者は、入札参加資格者名簿から削除し、失格とする。

第5 等級別発注区分

次の表の工事種類については、等級を設けて格付し、各等級に対応した附請負額の範囲内で指名選定を行うものとする。

等級	事項	附 請 負 額				
	区分	土木一式	建築一式	電 気	管	舗 装
A	金額	5,000万円 以上	1億円 以上	2,000万円 以上	2,000万円 以上	1,000万円 以上
B	金額	3,000万円 以上 1億円 未満	3,000万円 以上 1億5,000万円 未満	1,000万円 以上 5,000万円 未満	1,000万円 以上 5,000万円 未満	1,000万円 未満
C	金額	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,500万円 以上 7,500万円 未満	300万円 以上 2,000万円 未満	300万円 以上 2,000万円 未満	———
D	金額	1,000万円 未満	1,500万円 未満	700万円 未満	700万円 未満	———

第6 指名会議

工事等の入札に参加させようとする者を選定するため、農政部、森林環境部、県土整備部及び森林環境部、農政部、県土整備部の出先機関（支所を含む。）に「建設工事指名業者選考会議」（以下「指名会議」という。）を置く。

第7 指名基準

1 契約担当者は、入札に参加する者を指名しようとするときは、次の事項を併せて考慮し、選定

するものとする。ただし、審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、基準日以前の状況も勘案し、当該状況等を判断できるものとする。

(1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は指名しないものとする。

- a 山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。
- b 県発注工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
 - イ 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - ロ 一括下請け、下請け代金の支払い遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- c 警察当局から知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事から排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。

(2) 審査基準日以降における経営状況

銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は指名しないものとする。

(3) 審査基準日以降における工事等の成績

- a 建設工事成績評定要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年間連続して60点未満である場合又は55点未満の工事がある場合には指名しないことができる。
- b 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案する。
- c 工事成績の平均が過去2年連続して80点以上であること、表彰状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重する。

(4) 当該工事に関する地理的条件

- a 当該地域での工事実績からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案する。
- b 当該工事箇所を管轄する事務所管内の業者をまず考慮し、業者数が満たない場合若しくは隣接する事務所管内の業者を選定することが地理的条件から適当と認められる場合は、隣接する事務所管内の業者のうち当該工事箇所付近に実績を有する業者を選定する。

(5) 手持ち工事の状況

手持ち工事の件数、工事現場従業員の保有状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうか総合的に勘案する。

(6) 受注の状況

当該年度の指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないよう配慮する。

(7) 工事施工についての技術者の状況

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案する。

- a 工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。
- b 審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制であること。

(8) 当該工事についての技術的適性

次の事項に該当するかどうか総合的に勘案すること。

- a 当該工事と同種工事について相当の実績があること。
 - b 当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。
 - c 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (9) 工事等の経歴
- a 過去2年間の公共工事（国、市町村、公団公社等）の経歴からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを勘案する。
 - b 国際標準化機構の定めるISO9000シリーズを取得している場合は充分尊重する。
- (10) 審査基準日以降における安全管理の状況
- a 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。
 - b 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案する。
 - c 過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者がいないこと等、安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重する。
- (11) 審査基準日以降における労働福祉の状況
- a 賃金不払いに関する労働基準監督署等からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。
 - b 建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等退職金支給制度に加入せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案する。
 - c 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等、労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重する。
- (12) 審査基準日以降における納税の状況
- 県税若しくは消費税又は特別地方消費税に未納がある場合には、これを完納するまでの間は指名しないものとする。
- (13) 電子認証（ICカード）の取得
- 電子認証（ICカード）を取得し、山梨県へ登録手続きが完了していること。

2 指名選定の特例

- (1) 次の各号の1に該当する場合で、特に必要があると認めたときは、第5の規定にかかわらず特別に指名選定をすることができる。
- a 災害応急工事等特に緊急を要する場合
 - b 特殊な技術又は経験を要する工事等の場合
 - c 工事費の総額が、相当の額に達するものと見込まれる継続工事の前工事の場合
- (2) 次の各号に該当する場合で、所長等の特別の内申があるときは、その実情を十分審査して、上位の等級の者を下位の等級に指名選定することができる。
- a 当該年度をもって完成する継続工事のあと工事の場合
 - b 遠隔地等特殊な地域において、当該等級に格付けされるものがないか又は指名予定数に満たない場合
 - c その他特別の事情があると認められる工事の場合
- (3) 経常建設共同企業体を指名する場合、当該工事について共同企業体構成員は指名選定しないものとする。
- (4) 事業協同組合を指名する場合、当該工事については、当該組合の構成員である組合員を指

名選定しないものとする。

(5) 住みよい県土建設週間に際して表彰を受けた業者は、表彰日から1年間指名選定に際し配慮することができる。

3 上記の基準により難しいものについては、当該工事等を所管する部が、指名選定するものとする。

第8 指名選定業者数

競争入札の方法による工事等の指名選定業者数は、原則的に次の表のとおりとする。

なお、表の指名数を5割まで増やすことができるものとする。

附 請 負 額	指 名 数 (人)
1, 0 0 0万円未満	5
1, 0 0 0万円 以上 5, 0 0 0万円未満	6
5, 0 0 0万円 以上 1億円未満	8
1億円以上	10

ただし、次の場合はこの限りではない。

- 1 特定建設工事共同企業体による工事
- 2 特殊な技術を要する工事等
- 3 地域の実情を勘案してこれにより難しい工事
- 4 その他これらに準ずるものとして認める場合

第9 指名選定の停止

指名選定の停止については、別に定める「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」により行うものとする。

第10 一般競争入札

一般競争入札の参加資格等については、この要綱に定めるほか、「一般競争入札事務処理要領」等によるものとする。

第11 入札結果等の公表

入札結果の公表については、別に定める「入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表要領」及び「建設工事等に係る入札結果等公表要領」により行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和44年8月1日から施行する。
- 2 山梨県建設工事入札合理化対策要綱（昭和39年5月施行）は、廃止する。

附 則

この改正は、昭和45年分から適用する。

附 則

この改正は、昭和49年分から適用する。

附 則

この改正は、昭和 52 年分から適用する。

附 則

この改正は昭和 54 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は昭和 56 年 5 月 16 日から適用する。

附 則

この改正は昭和 57 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は昭和 58 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は昭和 60 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は昭和 61 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は昭和 62 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は平成 2 年 6 月 6 日から適用する。

附 則

この改正は平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は平成 5 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この改正は平成 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は平成 9 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は平成 10 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は平成１３年１０月１日から適用する。

附 則

この改正は平成１４年７月１日から適用する。

附 則

この改正は平成１５年４月１日から適用する。

附 則

この改正は平成１５年７月１日から適用する。

附 則

この改正は平成１７年４月１日から適用する。

附 則

この改正は平成１８年４月１日から適用する。

附 則

この改正は平成１８年９月１日から適用する。

附 則

この改正は平成１９年４月１日から適用する。

附 則

この改正は平成２０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年６月１日から施行する。